

平成28年度 第2回 羽曳野市男女共同参画推進審議会 会議録

開催日時 平成28年10月17日（月）14時00分～16時00分（2時間）

会議場所 羽曳野市役所 議会第2委員会室

出席者 【出席委員】11人 ※欠席：3人
【事務局】
市民人権部長、人権推進課長、課長補佐、主幹、主任
男女共同参画推進プラン策定委託業者（1人）

○ 開会

1. 羽曳野市男女共同参画推進プラン策定にあたっての提言について
前回の提言案からの修正について、事務局から説明を行った。

【意見】

会長：本日お配りした資料について意見交換をいたします。時間が足りませんので、一番大切な第3章、第4章から先に進めたいと思います。第3章は提言の部分で、一番大切なところで、事務局より説明がありましたが、前は、基本目標となっていたのが、提言として表されています。提言であるとわかりやすくなったと思います。その後で、それぞれのエッセンスのようなものが記載されています。項目もうまく揃えていただいたかと思います。提言5で、「暴力防止と支援」となっていますが、「支援」が暴力の加害者への支援なのか、被害者の支援なのかわかりません。被害者への支援の方がわかりやすいと思います。タイトルですが、前は基本目標であったのに対し、今回は「提言」として示されてきていますので、「提言とその基本的な視点」の方がふさわしいのではと思います。ご意見ありませんでしょうか。

委員：提言2で、「女性の活躍と推進」となっています。その前の表現では、男女となっております。「女性」にした方がわかりやすいのではと思います。

会長：国の第4次基本計画では、1から4まであり、男性中心型の労働を改めることが記載されています。「女性」が働きやすいように変更すべきではという意見です。

事務局：女性の活躍推進計画をこの計画の一部にという形をとっていますので、委員のおっしゃるとおりだと思いますが、国の計画では、男女としてうたっています。この提言は審議会の中で出していただく意見となり、女性活躍推進計画という視点ですので、女性が働きやすいという形でまとめていただくのもよいと思いますし、男女共同参画プランの一部という視点では、大枠は男女共同参画ということなので、「男女」ということでもよいと思います。視点の違いだと思います。女性が働きやすいということにすると、文章に追加していく必要があります。

委員：男女がともにということになると、女性が働きやすくなれば、男性も女性も

働きやすい場になるのではと思います。

- 委員：女性活躍推進計画が入っているので、そぐわないのではないかと思います。
- 会長：女性活躍推進計画をここでは考えますが、キーワード、働き方改革を変えれば良いのではないのでしょうか。女性の活躍推進は、女性の登用など、能力開発に対して女性優先させることに對し、後段の働き方改革は、労働に対して男女の働き方改革という部分だと思います。
- 委員：女性の活躍推進計画がトップで、女性の活躍推進というものが出るのは当たり前だと思いますが、その中で女性が働きやすい職場は、必ず男性にとっても働きやすい環境であるはずで、男性が働きやすい環境でなければならないと思います。会長が言ったように、男性に全て長時間労働が負担されていくのは、男性に対しても緩和していかないといけない部分だと思います。なので、そこをふくめて、女性の活躍推進計画だからこそ、男女と入れるべきであると思います。みんなが社会の中で、潤滑油になりながら考えると、盛り込むべきだと思います。
- 会長：もう一度検討して頂ければと思いますが、女性が活躍するためには、男女がともに働きやすい条件が必要であるということですので、女性に限定するのはどうかと思います。提言2で、男女が働きやすい活躍の場づくりのところで、今は女性活躍推進法が求める行動計画への対応が書かれているが、何を具体的に求めるのか。女性の採用や登用、能力開発に関して、事業主の行動計画を新たに打ち立てていくというように詳しく書かれたほうが良いのではと思います。長時間労働等が慣行化している職場環境の改善を入れたほうが良いのではないのでしょうか。
- 委員：女性活躍推進がどのような位置づけで掲載しているのかということだと思います。
- 会長：労働環境も関係すると思います。WLB（ワーク・ライフ・バランス）は、女性の活躍の絶対条件であるが、男性の環境改善にもつながると思います。行政としては、女性活躍推進計画を実現したいということできているのでしょうか。
- 事務局：女性活躍推進法ができて、計画策定について、市町村は努力義務ということになっております。今回男女共同参画推進プランの改訂と時期的にあっていますので、女性活躍推進計画をこのプランに位置づければと考えています。DV防止計画も同じ考えです。国の女性活躍推進計画の基本方針が出ていますが、その中で、男女を通じた働き方改革の取組、事業主行動計画も求められていますし、施策の中でも男性の意識では、職場の風土の改革のようなものが、大切であるとあげられています。目標としては、女性の職業生活になりますが、そこにたどり着くためには、そのような考えが必要だと思っています。
- 会長：内閣府の第4次男女共同参画基本計画のなかで強調している視点の中でも、女性の活躍を推進していくために、男性の働き方、暮らし方の見直しが必要でないことから、あらゆる場面での施策を充実させることが出てきているので、女性活躍をうたっていく中でも、男性の働き方、暮らし方の見直しを入れるということは問題ないのではないかと思います。
- 副会長：表現の問題で、一義的な問題ではなくなる。女性活躍推進計画を取ればよいのではないかと思います。表題に「 」で入れると、曖昧さが出てしまいま

す。

事務局：男女共同参画推進プランに2つの計画を位置づけるということになっているので、「 」で書いています。審議会の提言として必要かどうか、文面の中に入れるのであれば、それは問題ないと思います。

会 長：文中にも女性活躍推進計画と入っています。

事務局：皆様に分かりやすいように位置づけているだけなので外すのは問題ないかと思えます。

会 長：提言1についてはいかがでしょうか。

委 員：提言2の頭で「市民が自分自身」とありますが、「女性」でなくてもいいのか。

会 長：男性も意識改革が必要だと思うので「市民」でいいと思います。提言1ではありませんか。32ページ下から3行目ですが、「実施されたい」でもいいのではないのでしょうか。提言2は、「女性活躍推進計画」は外して、文言で整理をしていただきます。提言2の1でワーク・ライフ・バランスがあり、啓発や企業に対するワーク・ライフ・バランスに関するメリット等の提供とありますが、今ワーク・ライフ・バランスで問題は、待機児童の問題が多いということですが、ここではそのようなことは記載されないのでしょうか。

委 員：ワーク・ライフ・バランスの問題については、女性が働きやすになると、子どもの問題がでてきます。商工会議所での会議では、3名の方が意見を出しましたが、子どもの問題と自分が休んだ時に小さい事業者では休まれると代わりがないなどの意見が出ました。ワーク・ライフ・バランスは大企業では、カバーすることができるが、零細企業では四苦八苦しています。

会 長：現実の姿で、もう少し具体的に提言で書ければいいと思います。情報提供や啓発にウエイトがかかっています。

事務局：提言4の(2)に保育サービスの充実を図りたいという文面があります。安心して暮らせる社会づくりに当たりますが、ワーク・ライフ・バランスでも必要であれば、盛り込んでいただければと思います。

会 長：子育て支援は、安心して暮らせるということですが、ワーク・ライフ・バランスのほうへ移行できませんか。

事務局：完全に、提言4にある部分を、提言2に移行するということですか。子育てに関してここでまとめているので、ワーク・ライフ・バランスの部分で、このような内容が必要であれば、その部分を再掲ではないですが、ワーク・ライフ・バランスの視点で書き込んでいただき、子育ての部分は、子育ての視点で書いて頂ければと思います。

会 長：子育てに関する支援は、ワーク・ライフ・バランスに移動させるということでもよろしいでしょうか。可能であるならば、提言4の前半部分の保育サービスや、子育て支援事業の充実は、ワーク・ライフ・バランスの重要な部分として、移行して欲しいと思います。

事務局：完全に移動ということですか。

会 長：子育ての悩みや相談は、ワーク・ライフ・バランスとは違うと思います。

事務局：提言4の(2)の前段部分を、提言2(1)に、両方に書くということですか。「子育て中の男女」くらいからです。提言2に持ってくるということは、職業生活という部分になってくるので、「子育て中の男女が・・・図りたい」というところの職業生活の部分を、提言2のところに、両方に

入れるということですね。

副会長：ワーク・ライフ・バランスは長時間労働を男性がするのをやめるというのがワーク・ライフ・バランスだと思っていたので、保育サービスというのはどうかと思います。長時間労働をやめるということをワーク・ライフ・バランスに持ってきた方が女性にはいいのではないのでしょうか。

会 長：ワーク・ライフ・バランスは女性が仕事を継続するために、子育てのための保育所づくりは出てきます。

副会長：長時間労働の問題も入ってきます。長時間労働をやめるということを行った方がいいのではと思います。

会 長：長時間でなくても、子育て支援の部分は必要だと思います。育児休業制度のことも出てきます。

副会長：ワーク・ライフ・バランスの先進的な取り組みを提供されたいで終わらずに、実践まで踏み込んでくださいということまで行かないと、情報提供だけで済ませたら進まないと思います。

会 長：提言の性格は、ここまでしてほしいということまで書いてよいのでしょうか。

事務局：例を出す程度ならわかりやすいですが、具体的に、細かいことを書いてしまうとそのままプランとなると思います。提言をいただいた中で、市で施策を考え、プランを考えていくこととなります。

副会長：ワーク・ライフ・バランスを実践されたいではいけませんか。

委 員：全体的に、「何々します」という程度の表現ばかりとなっています。どのようなことなのかを入れたほうがわかりやすいと思います。あまり細かく書いてしまうと、縛られてしまうので、考え方として記載する必要があると思います。

副会長：羽曳野市役所でも、何時以降はいてはいけないということはあるですか。

事務局：定時は5時30分です。

会 長：項目だけでもいれておいてほしいです。

委 員：羽曳野市としては、このような問題があり、そのために取り組んでいくという項目があってもいいのではないかと思います。

会 長：長時間労働の問題や、育児休業制度の問題なども、政策的に取り組んでいきたいという文言を入れていただければと思います。

事務局：今ここで、いくつかの文言を議論していただきたいと思います。

会 長：保育所の増設、保育士の増加なども出ています。副会長は長時間労働の是正が出ています。

委 員：介護問題はどうですか。女性はそういうことで退かなければいけない人もいます。そのような項目を羅列するのであれば、記載をしてほしいです。

会 長：育児・介護休暇制度等の充実としてはいかがでしょうか。

委 員：具体的に入れた方がよいと思います。

委 員：提言では、羽曳野市民、市域全体に行政として、施策を出すということと、羽曳野市単体にもものを言うということには、ずれがあると思います。醸成をしていくために、このような施策がほしいということと、残業の問題は羽曳野市だけの問題ではありません。企業もあるので、同じ相手ではないと思います。ターゲットがちがうのではないかと思います。保育行政は施策として広げていかないといけないし、労働時間の問題は、羽曳野市だけで終わって

はいけないことだと思います。同じトーンとするのはよくないと思います。

会 長：提言の文言の問題ですね。

副会長：企業に対してワーク・ライフ・バランスのメリットなど、情報を提供するにとどまらず、ワーク・ライフ・バランスで実践されたいということだと思います。

事務局：羽曳野市として法律をいかに遂行していくのかということもありますが、長時間労働の是正については、市から事業所に言えることは限界があります。市としてできることは、情報提供では弱いといわれるかもしれませんが、HPでも企業の紹介や、身近な羽曳野市内の企業の情報提供を行い、中小企業でもできることを知ってもらえればということで、周知を促していくということを書いてあります。(3)で雇用機会均等法、育児休業法の周知についても、同じです。女性活躍推進法でも301人以上のところは、行動計画の策定が義務付けられておりますが、それ未満のところにも、計画の策定が義務付けられていないので、市としては情報提供をして、できることをしてもらう働きかけをする。是正までは難しい部分があります。

会 長：300人以下のところを書いてあることについては、感心しました。どういう書き方にするのかだと思います。もう少し具体的に、積極的な取り組みを書いていただければと思います。

それでは、提言3について、意見ををお願いします。

委 員：よろしいかと思います。

会 長：提言4についていかがでしょうか。生涯を通じた健康支援で、順番が変わっています。妊婦の健康診査に在日外国人の人は受けられるのでしょうか。

事務局：担当課に確認します。

会 長：在日外国人の問題は、他にも出てきています。ニューカマーといわれる日系ブラジル人などの人のことです。出稼ぎで来ている方々ですが、生活上の相談場所がないということで悩んでいます。

事務局：制度については確認させていただきます。

会 長：子育てに関する支援の前半の部分が、ここに入れ込んでいくということがありました。障がい者、高齢者の部分はいかがでしょうか。

委 員：障害者の「害」は使わないということを知ったことがありましたが、いかがでしょうか。

事務局：今おっしゃっていただいたように大阪府はひらがな表記で統一しています。固有名詞等を除き、ひらがなとなっています。羽曳野市としましては、人権部局ではひらがなの方がよいということでした。一方で社会にも目を向けないといけないといわれています。大阪府内の市町村でも分かれており、全体で調整していかなければならないと思いますが、障害者差別解消法ができたおりに、個人を視点においた部分と、社会を視点においた部分の両方の相互作用があるということから、個人の方のマイナスイメージはないということ、また羽曳野市の身体障害者の団体からも表記の意見を求めており、表記よりも制度自体を充実してほしいということで、漢字でもよいということもあり、今回のプランは漢字を使わせていただければと思います。社会の流れや、法律、皆さんの意見を聞いて、今後も検討をしていかなければいけない課題だと思います。

委 員：ひらがなの方がよいと思います。

副会長：ひらがなのほうがよいのでは。問題提起になると思います。

会 長：「碍」を使っているところもあります。クレームがつかないかと思います。

事務局：市として計画をつくるときは、そのあたりを市の中で検討し、市の中では漢字と考えていますが、これは審議会からの提言ですので、皆さんの意見でいただければと思います。

会 長：公表されるとなると今は、ひらがな表記が一般的なので、意見が出そうだと思います。

事務局：広報でも出てきていますし、意見をもらっていることはありません。

会 長：どちらでもよいなら、ひらがなの方がよいと思います。

事務局：提言については、審議会からということなので、皆さんの意見で決めていただいたらと思います。

委 員：そこまでこだわることではないと思います。内容が変わっていないのに、その言葉だけこだわる必要がないと思います。

委 員：行政としてはつらいところで、法令、規則があり、全体としてひらがな表記にするのかどうするのかということだと思います。

副会長：イメージの問題だと思います。「害」がストレートになると、ソフトになるのは、違うと思います。

会 長：他の計画とも整合もあると思います。

委 員：ひらがなでお願いしたいと思います。

会 長：提言なので、施策に関するものではありませんので、ひらがなにさせていただきます。前回もお話したが、高齢者、障がい者の方について、施設の大量殺人などもありましたが、差別をなくす啓発や学習を実施することで、日常生活で支援をしていくということは、行政だけでなく、すべての人が声かけをしていくということを入れてもいいのではと思います。啓発と学習については、次の項目に上がっています。性的マイノリティの部分に書かれてはいるが、障がい者や高齢者の部分に、啓発や学習の部分を入れたほうがいいのではないかと思います。どのように問いかけていけばよいかかわからないこともあります。

副会長：目の見えない人に対する対応もわからないので、最後の段落に啓発の部分を入れてはどうかと思います。

事務局：ご指摘いただいたことを踏まえて見直します。

会 長：よろしくお願いします。次に移ります。

事務局：先ほどの女性活躍推進計画と一緒にDV防止計画は外した方がよいですか。

会 長：そうですね。内容的にもセクシュアルハラスメントも入っています。第4章ですが、進行管理などが出ていますが、いかがでしょうか。数値指標についても言及されており、納得させられました。第1章、第2章に戻りまして、何かございましたらご意見をお願いします。

委 員：4ページのところで、ドメスティック・バイオレンスなどの文章があり、唐突に入ってきています。

会 長：つながりがわかりづらいです。

事務局：DV防止計画をつくるということで、掲載をしましたが、文章が唐突ですので、検討します。

会 長：2ページの④、「仕事と生活の調和」ですね。ミスだと思います。第2章に関する意見はありますか。

- 委員：16ページ、「努めてもらいます」と他のところと表現が違います。17ページ「市」となっています。23ページ上から2行目、この文書の資料はあるのでしょうか。
- 会長：年齢別データではありません。これに関するデータはあるのでしょうか。
- 事務局：データとしてはありますが、ここには載っていません。この空白では全部が入りません。「男性に比べ」にかかっているので、文章で充実をしていきます。
- 会長：文章で補ってもらえればと思います。ほかにいかがでしょうか。8ページの部分で、性別にこだわらずという設問があり、そこは男女平等感ではなく、男女の平等意識に変えた方がよいのではと思います。
- 事務局：文面的に意識というほうがよければ変更することができます。
- 会長：平等感とは、今、現在それがあって、その感じを持つという意味合いがあると思います。あるべきという形でその意識をもつということだと思います。また、19ページで、働く場の男女共同参画の推進というところで、「M字カーブを描いています」とありますが、M字カーブは年々改善に向かっているというのが削除されていますが、現実には改善されていないのでしょうか。
- 事務局：全国的には、少し改善されているという報道はあります。以前より、羽曳野市でも改善はされていると思います。ただ、相変わらず、30歳代で下がってしまいます。角度については緩やかになっており、晩婚化で、横にスライドしているかと思います。Mの角度の切れはなだらかになっていると思います。
- 会長：削除しなくてもいいと思います。
- 委員：21、22ページで、主に妻（パートナー）とありますが、「パートナー」という言葉に違和感があります。事実婚という意味にとらえられてしまいます。
- 事務局：調査のときにも、審議会でも諮り、その説明もしました。パートナーをすべてにいられています。
- 会長：私は、事実婚でも妻は妻、夫は夫だと個人的には思います。名前を変えなくてもいいと思っています。
- 委員：いろんな意見が出て、私が気づかないところまで意見が出ており、考えさせられました。
- 委員：6ページの男女平等感の結果をみて、学校分野は特異な空間にいるのだとおもいました。教育の場では、特に女性が多くいます。学校教育でいろいろやって、子どもの意識も変わってきていると思います。子どもの会話では、家では、お母さんが動いており、お父さんはあまり動かないという意見が出てきます。そのあたりが、結びついていないというところもあるし、あまり言ってしまうと苦情もきます。たばこの害について話をすると、たばこを吸っている保護者から苦情もきます。このようなことも慎重に進めていかないと、保護者から苦情が来るので、慎重に進めていきたいと思います。
- 会長：学校では、教育は進んでいますが、家庭での男女平等はあまり進んでいません。ここではあまり、家庭や地域の男女共同参画のことがうたわれていないように思います。
- 委員：26ページの全国調査と府の結果が表記され比較していますが、羽曳野市の結果が出ていれればと思います。
- 事務局：上の「平成27年度」が羽曳野市となります

- 委員：数値目標、羽曳野市の希望を入れないのですか。
- 会長：提言書ではなく、プランの中に入れていただくことになります。
- 委員：羽曳野市はどこを目指すのかをプランの中に反映をしていただければと思います。
- 会長：府より、羽曳野市は10ポイント高いです。これを全国平均まで引き上げるということも書いてもよいと思います。
- 委員：文言として、健康の中での、在日外国人の話が出ていません。文章に残す大事さがあると思います。パートナーや事実婚のことで、男性同士のパートナーなどもあるので、表現もあると思います。書いていかないとわからないと思います。障がい者や高齢者、マイノリティという部分で、女性や障がい者、部落、在日外国人がマイノリティなども文章に入れていただければと思いますが、なかなかありません。気づくのは、文章になって気づくと思います。文言は入れていくべきだと思います。
- 委員：35ページの、「体制整備づくり」は日本語的におかしいと思います。
- 会長：体制づくりでよいのではないのでしょうか。
- 委員：こういう問題は、急には改善されないと思います。もう少し子どもが小さいうちから、人と人とのかわりの中で、どのような形であってもつながりの大切さを学んでほしいと思います。人が持っている力を素直に出せる社会になってほしいと思います。男だから上、女だから下という発想という形もなくしていければと思います。
- 委員：提言を受けて、分野別、階層別にプランを作っていくと思います。具体的につくって、実践をしていただければと思います。
- 会長：プランはいつ固まっていくのでしょうか。できたら、委員会を開催するのでしょうか。
- 事務局：現在、並行してプラン策定を進めています。パブコメをするのですが、その前にプランを委員に示していこうと思っています。
- 委員：この提言の中に次世代への教育は入りませんか。
- 事務局：32頁の提言1の(2)の部分が、教育の関係になるかと思います。
- 委員：もう少し強く表現してほしいです。
- 委員：提言はいつ確定し、いつ公表しますか。
- 事務局：本日いただいたご意見を提言(案)に反映します。今年度最終の審議会までの間に皆さんに郵送で提言(案)についてご確認、ご意見をいただきたいと思います。最終の審議会は2月の中旬と考えており、その時には微調整をしていきたいと思っています。それまでは正副会長に確認いただき、調整を行っていきたいと思っています。2月中旬の審議会が提言(案)の最終調整とします。
- 会長：それまでに意見があれば、直接事務局に伝えればいいですか。
- 事務局：今日いただいたご意見については修正し、正副会長にご確認いただき、その後、委員の皆さんにお送りしますので、気になる点があればご連絡いただき、いただいたご意見につきましては、正副会長に相談させていただきたいと思っています。
- 事務局：会長からご質問がありました妊婦健診についてですが、在日外国人の方が住民票が羽曳野市にあれば通知もしています。加入されている保険によるため、受けられる方、そうでない方がいますが、住民票を置いている方は通知して

いるとのこととです。

2. 羽曳野市男女共同参画推進プラン（第3期）の策定について

資料「羽曳野市男女共同参画推進プラン（第3期）の体系（案）について」を用いて、基本目標、基本課題に沿ってプラン体系（案）について事務局から説明を行った。

3. その他

次回（平成28年度 第3回）審議会の案件及び日程について

次回審議会は、平成29年2月中旬頃を予定し、案件など詳細については、会長と調整のうえ、開催通知をもって委員に連絡をする。

○閉会

【配付資料】

事前配付：

- ・資料 羽曳野市男女共同参画推進プラン策定にあつての提言（案）

当日配布：

- ・会議次第
- ・資料 羽曳野市男女共同参画推進プラン（第3期）の体系（案）について